

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三木市	吉川町 富岡地区	令和4年11月27日	令和4年11月27日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	48.64 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.37 ha
③ 地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	17.58 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.68 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.62 ha
④ 地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.13 ha
(備考) ・①の地区内の耕作面積のうち、耕作面積2.2ha分は地区外在住の耕作者4名分を含んでいる。 ・②のアンケート調査の回答者は46名である。	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

ほ場整備は、地区内の耕地面積①の約9割に当たる43.5haが実施済みで水稻等栽培または保全管理により農地は維持管理されているが、未整備箇所における農地の遊休又は荒廃地の増加が懸念される状況である
アンケート調査による耕作面積②のうち、65才以上の農業者が担う耕作面積は17.58haで6割を超えており、そのうち5割弱にあたる8.3ha(i + ii)は後継者が未定または不明の状況である。
営農においては、近年特にイノシシ、アライグマなどの有害鳥獣による被害が多くなり困っている。また、近年の農作物の価格低迷や農機具の維持管理、更新、諸資材に費用がかかり、採算が取れず耕作を止めたいとの声や、農地を貸したい、農作業を委託したいが引き受け手がないとの声も聞こえてくる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である新たに法人化された(農)A営農組合及び認定農業者であるB株式会社が営農する農地は、地区内の耕地面積①の約4割を公益社団法人ひょうご農林機構(農地バンク)と連携した集積を行うとともに、今後、新たに発生する受託農地についても同農林機構を介した利用権設定を推進していく。

アンケート調査による地区内耕作者面積②のうち、65才以上の耕作面積(③:富岡営農組合員分を含む。)は、6割を超えていること、また、その耕作面積のうち5割弱の農地においては後継者が定まっていないことから、今後発生する不耕作地に対応するため、地区内耕作者において協議しながら、同農林機構と連携し、現在の中心経営体や新たな担い手による集積化を進めていく。

将来において、地区内生産量の増量を図るため、地区外在住の耕作者4名に対しても、当地区の中心経営体や新たな担い手への集積を進めて行けるようアプローチ方法等を検討していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		将来の経営状況		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	農事組合法人 A営農組合	水稲	17.31 ha	水稲	20.00 ha	
認農法	B株式会社	水稲	1.67 ha	水稲	2.50 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計			18.98 ha		22.50 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【 農地の貸付け等の意向 】

アンケート調査によると、将来農地を貸して農業をやめたいという考えを持っている地区内の農業者は、回答者46名のうち5名で、面積は3.90haとなっている。
また、農地を貸したり、農作業を委託したいが引き受け手がないと回答した農業者は、3名で、面積は1.40haとなっている。

【 農地中間管理機構の活用方針 】

富岡地区において農地中間管理機構を活用し、経営農地の集積化を進めるとともに、貸し手については古来の村米制度の観点から富岡地内の農業者に対する貸付けを優先する。
また、富岡地内において借り手がつかない場合は地域の耕作者と協議し、同意のもとに農地中間管理機構を活用する。
なお、中心経営体が何らかの事情により営農が困難になった場合においても、農地中間管理機構を活用し、専業農家や兼業農家に貸付けを進める。

【 基盤整備への取組方針 】

圃場の基盤整備が9割と進んだ地域であり、更に農業の生産効率の向上と円滑な農地集積を図るため、地域ぐるみで農地の維持管理と保全を実施していく。
なお、未整備地域には荒廃が進んでる農地が点在していることから、市の指導のもとあらゆる補助事業を活用し、粘り強く関係者の理解を求めながら、小規模の基盤整備を推進していく。

【 新規・特産作物の導入方針 】

村米制度による酒米の最高品種「山田錦」の生産を継続していく。
また、減産傾向のある酒米の作付面積に対応するため、小粒種への転換や必要に応じて高収益野菜への転作による特産作物としてのブランド化も視野に入れながら、生産者の経営安定を目指していく。
さらに、行政・農協等と連携し、観光産業としての体験農業や貸農園について、中心経営体と協力し実施に向けて検討していく。

【 鳥獣被害防止対策の取組方針 】

富岡地区内において有害鳥獣被害の頻発するエリアを把握のうえ重点対策区域に指定し、兵庫県猟友会吉川支部と連携しつつ、個体数の減少を図るとともに、放置果樹や目撃箇所を把握し、市と連携して電気柵等の設置により、防除対策に取り込む。
また、当地区内に居住する2人の猟友会のメンバーと情報を密にし、アドバイスを受けながら、防除対策に取り組んでいく。

【 災害対策への取組方針 】

獣害のほか、水害、寒乾害、高温害等の被害による収益減少に対処するため、共済制度や収入保険制度等セーフティーネットへの加入を促進する。
また、病害虫の被害に対しては、航空防除を実施するとともに、適時動噴による防除も行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)		貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	三木市吉川町富岡 番地			
2	三木市吉川町富岡 番地			
3	三木市吉川町富岡 番地			
4	三木市吉川町富岡 番地			
5	三木市吉川町富岡 番地			
6	三木市吉川町富岡 番地			
7	三木市吉川町富岡 番地			
8	三木市吉川町富岡 番地			
9	三木市吉川町富岡 番地			
10	三木市吉川町富岡 番地			
計				

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。